

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成22年3月30日

| | |
|---------|------|
| 長野市監査委員 | 増山幸一 |
| 同 | 高波謙二 |
| 同 | 岡田荘史 |
| 同 | 塩入学 |

平成 2 1 年 度

公の施設の指定管理者監査
(財政援助団体等監査)

長野市監査委員

第1 監査の対象（公の施設の指定管理者監査）

- (1) ア 指定管理者 清き水“戸隠”運営企業体
 イ 施設 長野市戸隠そば博物館、長野市鏡池園地総合案内施設
 ウ 所管部局 産業振興部商工振興課
- (2) ア 指定管理者 清き水“戸隠”運営企業体
 イ 施設 長野市戸隠展望苑休憩施設
 ウ 所管部局 産業振興部観光課
- (3) ア 指定管理者 清き水“戸隠”運営企業体
 イ 施設 長野市戸隠体験市民農園
 ウ 所管部局 産業振興部農政課

第2 監査の期間

平成21年9月1日から平成22年3月25日まで

第3 監査の方法

平成20年度及び平成21年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について主として平成20年度分を、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、事業報告書、決算報告書、出納関係書類等あらかじめ提出を求めた資料により、団体及び所管部局双方の関係職員からの説明を聴取するとともに、関係書類の監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次のとおりそれぞれについて着眼点を定め監査を実施した。

| 所管部局関係 | 指定管理者関係 |
|---|---|
| 1 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 3 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。 4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 5 事業報告書の点検は適切になされているか。 6 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。 7 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。 その他財務規則等に則った事務処理をしているか。 | 1 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 3 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 4 利用促進のための努力はなされているか。 5 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 6 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。領収書等の整備、保存は適切になされているか。また、決算関係書類は、その経営成績、財政状態を適正に表示しているか。 7 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。 その他企業会計原則等に則った事務処理をしているか。 |

長野市戸隠そば博物館
長野市鏡池園地総合案内施設
長野市戸隠展望苑休憩施設

第1 施設、事業の概要

(戸隠そば博物館、鏡池園地総合案内施設、戸隠展望苑休憩施設 (以下「施設等」という。))

1 概況

施設等は、歴史ある戸隠のそば文化の魅力を発信し、市民及び観光客にそば文化の理解と交流の場を提供するとともに、戸隠高原を訪れる観光客等に休息・休憩の場を提供することを目的として設置され、平成19年度からは市議会の議決を経て、その運営を利用料金制による指定管理者が行っている。

また、各施設等の概要は表1-1から表1-3のとおりである。当該事業に係る平成20年度の収支状況及び各施設等利用実績は表2-1及び表3-1のとおりである。

なお、表2-1については、所管部局より提出された事業収支等に記載のものを転載している。

(1) 施設の概要

表1-1

| | |
|------------------|--|
| 施設名称 | 長野市戸隠そば博物館 |
| 所在地 | 長野市戸隠3018番地 |
| 指定管理者名 (構成企業) | 清き水“戸隠”運営企業体 (株オーチュー、FunSpace(株)、東海体育指導(株)) |
| 指定の期間 | 平成19年4月1日～平成22年3月31日 |
| 利用料金制の適用 | 有 |
| 施設の概要 | 木造2階建、そば打ち体験、地場産品展示販売、 そばに関する展示、食堂 開館時間：午前9時～午後5時 休館日：水曜日及び12月1日～翌年4月4日までの日 |

表1-2

| | |
|------------------|--|
| 施設名称 | 長野市鏡池園地総合案内施設 |
| 所在地 | 長野市戸隠2039番地10 |
| 指定管理者名 (構成企業) | 清き水“戸隠”運営企業体 (株オーチュー、FunSpace(株)、東海体育指導(株)) |
| 指定の期間 | 平成19年4月1日～平成22年3月31日 |
| 利用料金制の適用 | 有 |
| 施設の概要 | 木造2階建、東屋等8棟、トイレ2棟、売店施設、喫茶 開館時間：午前9時～午後5時 休館日：水曜日及び11月4日～翌年4月4日までの日 |

表1-3

| | |
|------------------|---|
| 施設名称 | 長野市戸隠展望苑休憩施設 |
| 所在地 | 長野市戸隠 10698 番地 99 |
| 指定管理者名 (構成企業) | 清き水“戸隠”運営企業体 (株)オーチュー、FunSpace(株)、東海体育指導(株) |
| 指定の期間 | 平成19年4月1日～平成22年3月31日 |
| 利用料金制の適用 | 無 |
| 施設の概要 | 木造2階建、延床面積 226.16 m ² 建設費 46,350 千円 |

2 事業の実施状況

(1) 市指定事業

① 長野市戸隠そば博物館

長野市戸隠そば博物館の設置及び管理に関する条例に基づき、以下の業務を行っている。

- ア そば博物館の利用又は利用の許可若しくは承諾に関する業務
- イ そばに関する道具及び資料等の展示に関する業務
- ウ 伝統的そば打ちの後継者の育成に関する業務
- エ 体験学習及び研修等に関する業務
- オ 地場産品の展示及び販売に関する業務
- カ そば博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- キ そば博物館の効用を増加させる自主事業に関する業務
- ク 上記に掲げるもののほか市長が定める業務

② 長野市鏡池園地総合案内施設

長野市鏡池園地総合案内施設の設置及び管理に関する条例に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 総合案内施設の利用又は利用の承諾に関する業務
- イ 木工教室、林業教室等の各種教室の開催に関する業務
- ウ 休息及び休憩の場の提供並びに物品の販売に関する業務
- エ 総合案内施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- オ 総合案内施設の効用を増加させる自主事業に関する業務
- カ 上記に掲げるもののほか市長が定める業務

③ 長野市戸隠展望苑休憩施設

長野市戸隠展望苑休憩施設の設置及び管理に関する条例に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 戸隠高原の観光の案内等に関する業務
- イ 休憩施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 休憩施設の効用を増加させる自主事業に関する業務
- エ 上記に掲げるもののほか市長が定める業務

(2) 自主事業

平成 20 年度に行った主な自主事業は以下のとおりである。

- ア そば打ち教室上級コース（そば博物館）
- イ 出張そば教室（そば博物館）
- ウ 志の輔寄席（そば博物館）
- エ アマチュアバンドによるミニコンサート（鏡池園地総合案内施設）
- オ 粘土で鳥を作ろう！（鏡池園地総合案内施設）
- カ ヨガ教室（鏡池園地総合案内施設）
- キ アマチュアギャラリー展示販売（鏡池園地総合案内施設）

3 収支状況

表 2 - 1

| | 指定管理者収支実績（平成 20 年度） | | 所管部局収支実績（平成 20 年度） | |
|-----|---------------------|------------|--------------------|-----------|
| | 項目 | 金額（円） | 項目 | 金額（円） |
| 収入 | 利用料金 | 11,953,465 | 納付金 | 1,244,000 |
| | 自主事業 | 1,788,734 | | |
| | 販売収入 | 43,324,516 | | |
| | 収入合計 | 57,066,715 | 歳入合計 | 1,244,000 |
| 支出 | 人件費 | 24,679,423 | | |
| | 事業費 | 18,589,396 | | |
| | 管理費 | 7,921,216 | | |
| | 光熱水費 | 3,388,217 | | |
| | 支出合計 | 54,578,252 | 歳出合計 | 0 |
| 収支差 | | 2,488,463 | | 1,244,000 |

4 施設の利用状況

表3-1 各施設利用実績推移

(単位：人)

| 年 度 | 博物館入館者 | そば打ち体験 | 食事、物販他 | バーベキュー |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 平成19年度 | 1,749 | 11,913 | 27,366 | 105 |
| 平成20年度 | 1,962 | 11,888 | 28,020 | 157 |
| 対前年度比 (%) | 112.2 | 99.8 | 102.4 | 149.5 |

* 所管部局より提出のモニタリング表による。

第2 監査の結果（施設等）

出納その他の事務の執行については、一部に改善を要する事項が見受けられた。

なお、改善を要する事項は、次のとおりである。

その他軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 利用料金に関すること

(1) 利用料金の減免に関する適正な徴収を求めるもの

利用料金の減免について、所管部局においては指定管理者からの協議、承認の手続きを実施していないにもかかわらず、戸隠そば博物館では、そば打ち体験、展示室入室料において様々な減免が実施されていた。

条例、基本協定書を遵守するとともに、減免に際しては、所管部局と十分協議をし、施設の公平な利用ができるよう適正な利用料金の徴収に改善されたい。

(指定管理者)

(2) 利用料金の適正な徴収を求めるもの

そば博物館の入場料は、入り口に料金箱（模擬賽銭箱）を設置し、利用者からの自己申告により利用料金を徴収していた。

公の施設における利用料金であることを認識し、条例に基づく適正な利用料金の徴収に改善されたい。

(指定管理者)

2 管理経費に関すること

(1) 適切な管理経費の支出を求めるもの

指定管理者から提出された総勘定元帳から、一部に公の施設の管理経費としては、望ましくない経費が散見された。

また、管理運営に係る必要な経費を適正に計上しなければ、市への納付額を適切に算出できないこととなる。

指定管理者は、公の施設の管理経費を適切に支出するよう改善されたい。

(指定管理者)

3 事業報告書に関すること

(1) 適切な利用実績の算出を求めるもの

施設の利用者の算出方法を確認したところ、そば打ち体験では「売上総額÷1,000円」、展示室では「売上総額÷200円」であった。

いずれも、売上総額を条例上の一般（大人）の利用料金単価で割り返した算出方法であるが、売上高の監査結果から、それぞれの利用料金は、必ずしも条例上の単価ではなく、様々な都合で割引・減免がなされていた。

このため、従来の算出方法では、実際の利用実態を把握したことにはならず、施設の管理・運営の観点からも重要な要素となる利用実態を適切に把握するよう算出方法等

を改善されたい。

(商工振興課)

(2) 委任業務の実施内容の確認を求めるもの

「長野市戸隠展望苑休憩施設の設置及び管理に関する条例」によると、指定管理者の業務として、戸隠高原の観光案内等に関する業務などを規定しており、休館日を水曜日及び12月1日から翌年の4月4日まで、開館時間を午前9時から午後4時30分までとしている。

しかし、所管部局把握の月報における開館日と今回の監査に当たり指定管理者から提出された開館日を比較したところ、開館日の実績は相違しており、条例とも異なっていた。

このことから、所管部局においては、戸隠展望苑休憩施設の業務状況を把握していないことになる。

所管部局においては、公の施設の設置目的に沿った業務がなされているか確認するとともに、指定管理者においては、休館日等を所管部局と協議し、実施状況を適切に報告するよう努められたい。

(観光課、指定管理者)

4 管理状況等に関すること

(1) 適切な点検・報告を求めるもの

そば博物館隣接の展望苑の管理については、業務報告書等によると、目視による点検報告がなされていたが、現地を实地確認したところ、展望苑のあずまやの屋根の一部が朽ちていることが確認された。

また、不特定多数の子供が利用する大型すべり台は、指定管理者が目視による外観点検を実施しているのみであった。

所管部局は、管理責任があることを自覚し、自らも現地を確認するなど、施設の管理状況に一層注意するとともに、大型すべり台では、国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等に準ずる点検を実施するなどし、指定管理者からは、適時、適切な報告がなされるよう改善されたい。

(商工振興課、指定管理者)

(意見)

1 指定管理者選考時における応募団体の確認について

各施設の協定書を確認したところ、商工振興課、観光課所管施設と農政課所管施設では、それぞれ指定管理者名は、「清き水“戸隠”運営企業体」であったが、構成企業が異なっていた。

公の施設の指定管理者として公表されている共同企業体名から、同一の共同企業体名にもかかわらず施設によって構成団体が異なることは、一般的に市民には確認ができない。

指定管理者選定時に、指定管理者名が同一の共同企業体の場合、あるいは名称は異なるが構成団体が同じなどの場合には、応募内容をよく確認するとともに、市民に誤解が生じないように説明責任を果たされたい。

2 条例における利用料金制の検討について

戸隠そば博物館では利用料金を条例に規定したために、業務内容が束縛されたり、利用客の利便性が損なわれ、本来の指定管理者制度の主旨を十分に発揮できない施設運営になっているものが見受けられた。

指定管理者の自由な発想、弾力的な運用を行うことにより、より効果的な施設運営を行い、市民サービスの向上や利用客の増加につなげられるよう、条例における施設の利用料金のあり方について検討をされたい。

戸隠そば博物館・鏡池園地総合案内施設比較損益計算書

| 区 分 科 目 | 平成20年度 | 平成19年度 | 比較増減 |
|----------------------------|------------|--------------|--------------|
| | 金 額 | 金 額 | |
| | 円 | 円 | 円 |
| 営 業 費 用 | 53,038,774 | 73,991,793 | △ 20,953,019 |
| 売 上 原 価 | 21,532,930 | 20,301,782 | 1,231,148 |
| 給 与 | 19,347,481 | 33,185,649 | △ 13,838,168 |
| 賞 与 | 325,816 | 1,180,500 | △ 854,684 |
| 退 職 金 | 0 | 190,500 | △ 190,500 |
| 法 定 福 利 費 | 2,453,551 | 3,990,492 | △ 1,536,941 |
| 福 利 厚 生 費 | 225,628 | 939,922 | △ 714,294 |
| 旅 費 交 通 費 | 756,603 | 1,813,973 | △ 1,057,370 |
| 通 信 費 | 441,845 | 706,752 | △ 264,907 |
| 交 際 費 | 13,462 | 62,750 | △ 49,288 |
| 会 議 費 | 57,191 | 152,494 | △ 95,303 |
| 賃 借 料 | 0 | 3,458 | △ 3,458 |
| 地 代 家 賃 | 0 | 242,858 | △ 242,858 |
| リ ー ス 料 | 351,394 | 409,538 | △ 58,144 |
| 保 険 料 | 128,110 | 219,860 | △ 91,750 |
| 修 繕 費 | 202,455 | 410,996 | △ 208,541 |
| 水 道 光 熱 費 | 3,101,160 | 4,261,392 | △ 1,160,232 |
| 燃 料 費 | 125,726 | 0 | 125,726 |
| 消 耗 品 費 | 1,052,409 | 2,208,379 | △ 1,155,970 |
| 租 税 公 課 費 | 10,000 | 26,500 | △ 16,500 |
| 運 賃 | 215,450 | 295,888 | △ 80,438 |
| 事 務 用 品 費 | 388,358 | 621,183 | △ 232,825 |
| 広 告 宣 伝 費 | 956,458 | 2,044,062 | △ 1,087,604 |
| 支 払 手 数 料 | 266,315 | 380,953 | △ 114,638 |
| 諸 会 費 | 42,600 | 215,600 | △ 173,000 |
| 新 聞 図 書 費 | 0 | 27,676 | △ 27,676 |
| 衛 生 費 | 837,316 | 0 | 837,316 |
| 雑 費 | 206,516 | 98,636 | 107,880 |
| 営 業 外 費 用 | 12,486 | 0 | 12,486 |
| 雑 損 失 | 12,486 | 0 | 12,486 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,344 | 1,913 | 431 |
| (小 計) | 53,053,604 | 73,993,706 | △ 20,940,102 |
| 当 期 純 利 益 (△ 純 損 失) | 1,296,434 | △ 17,957,763 | 19,254,197 |
| 合 計 | 54,350,038 | 56,035,943 | △ 1,685,905 |

| 区 分 科 目 | 平成20年度 | 平成19年度 | 比較増減 |
|------------|------------|------------|-------------|
| | 金 額 | 金 額 | |
| | 円 | 円 | 円 |
| 営 業 収 益 | 54,320,766 | 55,811,454 | △ 1,490,688 |
| 売 上 高 | 54,320,766 | 55,811,454 | △ 1,490,688 |
| 営 業 外 収 益 | 29,272 | 224,489 | △ 195,217 |
| 受 取 利 息 | 11,745 | 9,585 | 2,160 |
| 雑 収 入 | 17,527 | 214,904 | △ 197,377 |
| 合 計 | 54,350,038 | 56,035,943 | △ 1,685,905 |

* 基本協定書による、市への納付額（営業利益の50%）については、貸借対照表の未払金により処理されている。

戸隠そば博物館・鏡池園地総合案内施設比較貸借対照表

| 区 分 科 目 | 平成20年度 | 平成19年度 | 比較増減 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|
| | 金 額 | 金 額 | |
| | 円 | 円 | 円 |
| 流 動 資 産 | 6,811,324 | 2,975,551 | 3,835,773 |
| 現金・預金 | 5,145,790 | 1,307,670 | 3,838,120 |
| 売掛金 | 158,280 | 154,570 | 3,710 |
| 棚卸資産 | 532,417 | 562,093 | △ 29,676 |
| 仮払金 | 896,596 | 896,596 | 0 |
| 前払費用 | 2,928 | 0 | 2,928 |
| 未収入金 | 75,313 | 54,622 | 20,691 |
| 固 定 資 産 | 151,458 | 151,458 | 0 |
| 有形固定資産 | 151,458 | 151,458 | 0 |
| 工具器具備品 | 151,458 | 151,458 | 0 |
| 合 計 | 6,962,782 | 3,127,009 | 3,835,773 |

| 区 分 科 目 | 平成20年度 | 平成19年度 | 比較増減 |
|------------------|---------------------|---------------------|------------------|
| | 金 額 | 金 額 | |
| | 円 | 円 | 円 |
| 流 動 負 債 | 1,671,269 | 535,870 | 1,135,399 |
| 買掛金 | 141,773 | 356,303 | △ 214,530 |
| 未払金 | 1,529,496 | 179,567 | 1,349,929 |
| (負債合計) | 1,671,269 | 535,870 | 1,135,399 |
| 剰 余 金 | △ 16,661,329 | △ 17,957,763 | 1,296,434 |
| 利益剰余金 (△欠損金) | △ 16,661,329 | △ 17,957,763 | 1,296,434 |
| 当年度未処理 欠損金 | △ 16,661,329 | △ 17,957,763 | 1,296,434 |
| 前年度繰越 欠損金 | △ 17,957,763 | — | △ 17,957,763 |
| 当年度純利益 (△純損失) | 1,296,434 | △ 17,957,763 | 19,254,197 |
| 本 支 店 勘 定 | 21,952,842 | 20,548,902 | 1,403,940 |
| (資本合計) | 5,291,513 | 2,591,139 | 2,700,374 |
| 合 計 | 6,962,782 | 3,127,009 | 3,835,773 |

長野市戸隠体験市民農園

第1 施設、事業の概要

(長野市戸隠体験市民農園 (以下「戸隠市民農園」という。))

1 概況

戸隠市民農園は、市民の農業に対する理解を深め、都市との交流の機会を創造することを目的として設置され、平成20年度からは市議会の議決を経て、その運営を利用料金制による指定管理者が行っている。

また、戸隠市民農園の主なる施設の概要は表1-1のとおりである。当該事業に係る平成20年度の収支状況及び施設利用状況推移は表2-1及び表3-1のとおりである。

なお、表2-1については、所管部局より提出された事業収支等に記載のものを転載している。

(1) 施設の概要

表1-1

| | |
|------------------|---|
| 施設名称 | 長野市戸隠体験市民農園 |
| 所在地 | 長野市戸隠2532番地 |
| 指定管理者名 (構成企業) | 清き水“戸隠”運営企業体 (株オーチャー、FunSpace(株)) |
| 指定の期間 | 平成20年4月1日～平成23年3月31日 |
| 利用料金制の適用 | 有 |
| 施設の概要 | 総面積 17,913㎡、区画数 123区画 (付帯施設) 管理棟(休憩室・トイレ)、駐車場等 利用料金：年間 1㎡あたり50円(利用期間は3年) |

2 事業の実施状況

(1) 市指定事業

長野市市民農園の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 指定市民農園の利用の承諾に関する業務
- イ 指定市民農園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 指定市民農園の効用を増加させる自主事業に関する業務
- エ 上記に掲げるもののほか市長が定める業務

(2) 自主事業

平成20年度に行った主な自主事業は以下のとおりである。

- ア 作業代行サービス

イ 収穫祭

3 収支状況

表2-1

| | 指定管理者収支実績（平成20年度） | | 所管部局収支実績（平成20年度） | |
|------|-------------------|---------|------------------|----------|
| | 項目 | 金額（円） | 項目 | 金額（円） |
| 収入 | 利用料金 | 497,800 | 土地賃借料 | 292,550 |
| | 指定管理料 | 350,000 | | |
| 自主事業 | 34,600 | | | |
| その他 | 444 | | | |
| | 収入合計 | 882,844 | 歳入合計 | 292,550 |
| 支出 | 人件費 | 404,770 | 指定管理料 | 350,000 |
| | 備品購入費 | 3,832 | 土地賃借料 | 292,550 |
| | 光熱水費 | 93,860 | | |
| | 事業費 | 294,458 | | |
| | その他 | 52,855 | | |
| | 支出合計 | 849,775 | 歳出合計 | 642,550 |
| 収支差 | | 33,069 | | △350,000 |

4 施設の利用状況

表3-1

(単位：区画)

| 年 度 | 利用実績 |
|-----------|------|
| 平成19年度 | 97 |
| 平成20年度 | 89 |
| 対前年度比 (%) | 91.8 |

* 所管部局より提出のモニタリング表による。

第2 監査の結果（戸隠市民農園）

出納その他の事務の執行については、一部に改善を要する事項が見受けられた。

なお、改善を要する事項は、次のとおりである。

その他軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 指定管理料の支出に関すること

(1) 適切な指定管理料の支出を求めるもの

基本協定書に基づき、市が契約している戸隠市民農園の土地所有者に対し、市が賃借料を支払い、同額が指定管理者から市へ納入されていた。

併せて、市は指定管理料を賃借料を含む額で支出していた。

また、指定管理者の経理関係書類によると、年度当初において、職員の人件費の支払いに資金が不足するため、別会計（商工振興課所管 そば博物館）が立替を行っていた。

なお、所管部局における指定管理料の支払いは、基本協定書により年4回払いとし、各期の最初の月の10日までに請求を行うとされているが、実際は7月中旬に1回目の支払いがなされていた。

このことから、所管部局では、指定管理料が適切に支出されるよう改善されたい。

（農政課）

2 事業報告書に関すること

(1) 適正な事業報告を求めるもの

基本協定書によると、毎年度終了後30日以内に指定管理者は、所管部局へ委任業務の実施状況、戸隠市民農園の利用状況等を報告しなければならないと規定されている。

指定管理者から提出された事業報告書によると、年間の利用区画数は89区画と報告されていたが、監査に当たり提出された資料によると、利用者57人、利用区画96区画であり、総勘定元帳等とも整合がとれていた。

施設の利用状況を確認する上でも、またモニタリング評価においても重要な指標となる利用区画数について、所管部局は、適切な事業報告を提出するよう指定管理者へ指導するとともに、委任業務の実施状況等の詳細を的確に把握するよう改善されたい。

（農政課、指定管理者）

3 管理状況等の報告に関すること

(1) 管理棟の適切な鍵の管理を求めるもの

基本協定書によると、管理棟の鍵は所管部局が複製を作成の上、指定管理者が利用者に対し渡すことができる旨規定している。

しかしながら、現状での鍵の貸与者を確認できる使用簿等は作成されていなく、また、鍵の在庫等の確認もされていなかった。

戸隠市民農園の利用者にとって、管理棟は休憩場所等として重要な役割を持つため、防犯上及び利用継続のためにも、鍵の管理は慎重にし、所在等が確認できるように徹底

されたい。

(農政課、指定管理者)

(2) 仕様書による適切な報告を求めるもの

「長野市戸隠体験市民農園の管理運営業務仕様書」によれば、利用者の募集等の際し、確定した利用者の名簿を速やかに市へ提出する旨規定している。

しかしながら、所管部局においては、利用者の名簿等を確認していなかった。

併せて、施設・設備等の維持のため、指定管理者は巡回結果を記録し、必要に応じて市へ報告しなければならない旨、仕様書に規定されているが、一部の区画において、鳥獣被害により利用が制限されつつあることなどは、報告がなされていなかった。

このことから、所管部局では、仕様書に基づく管理状況等について指定管理者から速やかに報告を受けるとともに、指定管理者においては、管理状況等の記録を整備し、適時、適切に報告されたい。

(農政課、指定管理者)

4 その他収入事務に関すること

(1) 領収書の適正な発行を求めるもの

利用料金のうち、一部が現金により収納されていた。このため、領収書等の発行を確認したところ、指定管理者において領収書の写しが保管されていないため提出がなされなかった。

現金の収受を明確にするためにも、領収書等の整備を徹底されたい。

(指定管理者)

(意見)

1 市の適切な指導、監督について

本監査において、施設の利用状況、管理の状況など基本協定書等で規定されている必要な報告や本来作成されているはずの関係書類が所管部局に提出されていない状況が見受けられた。

所管部局においては、指定管理者に対し、協定書・仕様書等に規定されている施設運営に係る必要な報告を適時・適切に提出するよう指導、監督に努められたい。